

第9回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年8月7日
場 所 いなべ市役所 議会棟
第1委員会室

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	欠	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	欠

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前9時40分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第9回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第9回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 ただ今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第9回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、13番議席 二宮義隆委員と、14番議席 山田陽一委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3)</p>	<p>それでは、日程第2 報告第17号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」及び日程第3 報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第17号</p>

<p>(日程第4)</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の1法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により知事の許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約で、その旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、2筆、面積826㎡であることを報告します。</p> <p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。質問がなければ次に進みます。</p> <p>日程第4 議案第44号 「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第4 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画</p>
--	--

が提出されたので、議決を求める。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回は公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。

議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。

総件数 4件 7筆 11,142㎡

内 訳

賃貸借 4件 7筆 11,142㎡

となっております。

議長

この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。この利用集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。

特にないようですので、議案第44号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。

本議案につきましては、XXXXXXXXXXに関する案件が含まれております。

農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。

該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。

まず、XXXXXXXXXXに関する案件1番から3番までについて採決します。

本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

全委員挙手です。

	<p>よって、1番から3番までの案件は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、それ以外の案件について採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>(日程第5) 議長</p>	<p>続きます、日程第5 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第5 議案第45号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があったので議決を求める。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2件、3筆、面積768㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><22番案件>の申請地は、員弁町西方地内の畑です。</p> <p>譲受人である桑名市多度町の■■■■が、愛知県津島市の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、435㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p><23番案件>の申請地は、大安町石樽北地内の畑です。</p> <p>譲受人である大安町石樽北の■■■■が、松阪市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、333㎡を売買により譲り受ける申請です。荒畑のため、営農計画書が提出されております。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>

<p>(日程第6) (日程第7)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>特にならぬので、議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について採決いたします。</p> <p>議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第7 議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)があったので意見を求める。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、8件、11筆で4,077㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><23番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にありますので第3種農地です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の[]が、名古屋市の[]が所有する議案書に記載の2筆、460㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p><24番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大安町丹生川中の[]が、大安町丹生川中の[]が所有する議案書に記載の1筆、214㎡を車庫施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚</p>
---	--

水及び雑排水はなく、雨水排水は既設の道路側溝へ放流し、雨水は自然浸透です。

<25番案件>の申請地は、北勢町川原地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である京都府城陽市の■■■■が、北勢町川原の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、358㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<26番案件>の申請地は、大安町南金井地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の■■■■が、東員町の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,110㎡を工場施設へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し、周辺にブロック擁壁を施工します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水については下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<27番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、阿下喜駅が300m以内にありますので第3種農地です。

譲受人である愛知県稲沢市の■■■■が、北勢町阿下喜の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、852㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<28番案件>の申請地は、員弁町東一色の田です。農地区分は、田中外科胃腸科といなべこどもクリニックが500m以内にありますので、第3種農地です。

譲受人である桑名市の■■■■が、員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の3筆、369㎡を建売分譲住宅へ転用したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は70cm程度の盛土工事を行い、整地します。北側と西側にはコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透です。

<29番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である桑名市の■■■■が、大安町丹生川上の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、625㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水

及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<30番案件>の申請地は、北勢町垣内地内の畑です。農地区分
は第2種農地です。

譲受人である北勢町垣内の■■■■が、北勢町垣内の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、89㎡を駐車場施設へ転用した
い旨の計画です。工事計画については、土地造成は盛土及び整地
を行い、周囲はコンクリートブロックにより土砂及び雨水の流出を
防止します。取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透
です。

続きまして、日程第7 議案第47号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設
定)があったので意見を求める。令和2年8月7日提出 いなべ市農
業委員会会長 伊藤 和雄

今回の5条貸借権等設定の申請は、2件、2筆で910㎡です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<10番案件>の申請地は、北勢町麓村地内の畑です。農地区分
は第2種農地です。

借り人である北勢町麓村の■■■■が、北勢町麓村の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、411㎡を太陽光発電施設へ転用
したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなく、汚水及び
雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<11番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の田です。農地
区分は、員弁東小学校といなべ眼科が500m以内にありますので
第3種農地です。

借り人である桑名市の■■■■が、員弁町大泉の■■■■
■■■■が所有する議案書に記載の1筆、499㎡を一般住宅施設へ転用
したい旨の計画です。工事計画については、土地造成は整地し、周
囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止し
ます。取水は上水道及び汚水排水、生活雑排水は下水道、雨水排
水は既設水路へ放流します。

以上5条所有権移転8件と、5条貸借権等設定2件につきまして、

	<p>委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p>
	<p>この案件につきましては、7月31日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」8件、及び議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>このことについて何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」の採決をいたします。</p>
	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p>
	<p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>続いて、議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（貸借権等設定）」の採決をいたします。</p>
	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手です。</p>
	<p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第8) 議長	<p>続きまして、日程第8 議案第48号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局 日程第8 議案第48号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年8月7日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は1件、2筆、677㎡です。 ＜議案書パワーポイントに基づき明細を説明＞ ＜20番案件＞の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。 願い出者は大安町宇賀の■■■■で、昭和39年から車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上1件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
	<p>議長 非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において、20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。 何か質問はありますか。</p> <p>では、議案第48号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p>
	<p>議長 議事については、以上です。</p>
5 その他	<p>議長 その他でございますが、委員さんから何かありますか。 よろしいでしょうか。では、事務局お願いします。</p>
	<p>事務局 毎年8月に強化月間となっております農地パトロールのお願いです。議案書と一緒に送らせていただいた「農地パトロールの実施について」をご一読いただき、活動をお願いします。</p>

	<p>圃場整備された農地を中心に確認していただいて、遊休農地、耕作放棄されている所や無断転用されている所があれば、事務局へ報告書の提出をお願いします。報告していただいた土地は、調査をして所定の手続きをさせていただきます。</p>
議長	<p>農地パトロールは、全国一斉に毎年8月を強化月間として行われていますので、ご協力をお願いします。</p>
事務局	<p>その他、報告です。前回議論していただいた「太陽光発電事業の適正な事業実施を求める意見書」を、8月4日に市長へ提出しました。</p>
議長	<p>意見書ですが、私も市長に会った時には、お願いをしていきたいと思えます。みなさんご協力をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>その他よろしいでしょうか。 次回は、9月1日午前9時から現地調査です。4番田中委員と5番渡邊委員は出席をお願いします。9月10日に委員会となりますので、よろしくお願いいたします。</p>
6 閉会の宣言 【午前9時40分閉会】	<p>議長 これをもちまして、第9回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
 会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____